

正義は国境を超えられるか？
——「国際正義」と「世界正義」——

青山 治城

Can Justice Transcend Borders?:
“International Justice” and “Global Justice”

AOYAMA Haruki

ポイント

- 善・悪 (good and evil) と正・不正 (just and unjust) は異なる。
- 地理的概念とは異なる国境がある。
- 国家を前提とする「国際正義」と個人(私人)を主体とする「世界正義」とは異なる。

キーワード：国際正義、世界正義、国際法、世界法、国境

1. はじめに

表題の問いに答えようとするとき、問題となるのは、「正義」とは何か、「国境」とは何か、ということであろう。私の授業の受講生のうち、かなり多くの学生は、正義というのは各人の価値感そのものであるから、何が正義かという点で一致することはない、と考えているようである(青山2013)。実際、日本人の場合、何が「正しい」のかというその内容については、非常に主観的、個人的なものと考える傾向がある。したがって、客観的、社会的には許されない「悪しき」行為であっても、主観的には「正しい」行為と見なされてしまう場合がある。そうした例としてしばしば取り上げられるのが江戸時代に実際にあった赤穂浪士の討ち入り事件であり、これは幕府の禁止にも拘わらず何度も歌舞伎その他の芝居を通して庶

民に愛されてきた。自らの命をかけて主君の敵を討った忠義の物語として(中川 1989)。

この点で少し観点を変えて、正義の反対は何かということを考えてみよう。今「悪しき」行為と言ったが、多くの日本人は正義の反対は「悪」だと考えている。これは、子ども向けのヒーロー物語に登場する、悪を懲らしめる「正義の味方」という意味での正義である。しかし、普通の用法では、悪の反対は「善」である。とすると、日本では善も正も悪の対語となり、善と正とは同じことなのか、という疑問がわいてくる。西洋ではこの2つの概念をめぐって古代ギリシアの時代から長い議論の歴史があり、現代においても、この2つを厳密に区別すべきだとする議論と両者は切り離せないとする立場がせめぎ合っている。したがって、この2つをどのように捉えるかが、1つの大きなポイントになる(ロールズ 2004)。

もう一つは「国境」の問題である。すなわち、正義の観念は地域、文化によって異なるのではないかということである。例えば、日本の正義と西洋の正義は異なるので、両者の間に共通の正義論は成り立ち得ないのではないか、という問題である。具体的な例を上げれば、死刑制度について、西洋諸国は人権尊重原理という意味での正義に反する制度だとして日本に廃止(少なくとも執行停止)を求めているが、日本政府は「世論が圧倒的に死刑制度を支持している」という理由で、この要求を無視している。言わば、日本には日本の正義があると主張しているに等しいのである(ジョンソン 2012)。しかし、日本が明治以来モデルとしてきた西洋法の理念(=最終的な法の目的、存在意義)は正義の実現であり、現在日本の政権も西洋諸国と「法の支配」の理念を共有していると主張している。とすれば、西洋的法の理念としての西洋的正義を共有しているはずなのであるが、まさに正義に関わる問題で、日本は独自の道を歩んでいることになる。

そこで、本稿では、正義とは何か(というより、どういう場面で問題となるか)を先ず押さえた上で、それが地域や文化の違いを超えた普遍性を持ちうるかどうかについて考えていきたい。

2. 正義とは何か？

すでに述べたように、日本人は正義を非常に主観的・個人的な感情、正義「感覚」として捉える傾向がある。それは一体なぜなのだろうか。ある説によれば、島国に生きる日本人は、異質な人々との接触が少なかったことと、地震や台風といった自然災害が多いために、それら自分を取りまく与えられた条件に順応し、共同体や集団に密着して受動的・植物的・女性的に生きようとするためだと言う。これに対して西洋では、つねに異民族との接触、侵入に備える必要性から、自分と他人との関わりに留意して自らを取りまく諸条件を自らの手で改変し飼い慣らしていく必要があったために、そうした緊張と闘いつつ、能動的・動物的・男性的に生きようとしてきたことから、自他の関係を規律する法の実現を正義の主要な内容としてきた(木村 1980)。

そうした西欧においても古代ギリシア以来今日に至るまで、正義についてはさまざまな議論がなされていて、誰もが納得する正義の定義はないと言ってよい。ここでそうした正義論の一つ一つを解説することはできないが、主なものを、いくつか上げておこう。古代ギリシアのアリストテレスが正義論の祖として有名だが、彼の議論で後世に大きな影響を与えたのは、交換的(矯正的)正義と比例的(配分的)正義を区別したことである。簡単に言えば、前者は物の売り買いの場合に取引される物の価値と売買代金が釣り合うことを求めることであり、後者は労働に応じた賃金の支払いのように、働きや能力に応じた扱いを求めることである。両者をまとめると、「等しいものを等しく、不等なものは不等に扱う」という要請となる。また、古代ローマの学説(ローマ法というのは基本的に学者たちの言葉を問題領域ごとに収集したもの)では、「各人に彼のもの(傍点筆者)を与えようとする不断の意思」が正義だとされている(中山 2011)。

これらはいずれも一般的、抽象的な原則であり、具体的な場面では、何を基準として均等、配分、彼のもの、等しさを計るかと言えば、場合によって異なりうる。したがって、これらの正義原則は具体的には確定できない、と批判されてきた。ただ、これらの古典的な正義定式から、西洋における正義とは、人と人との関係を規律する際の原則であることは分かる

であろう。個々人が生きる上で何を最も重視するかといった個々人の価値観(善き生の構想)の問題ではないのである。その点は、正義に反するもの、正義の反対は何かを考えてみるとさらに分かるはずである。西洋では一般に正義に反するものは「不正」である。善悪が問題となる場面と正・不正が問題となる場面は異なるということである。

次のような場合を考えると、この違いがより分かりやすくなるかも知れない。自分の子どもをひどく虐待した親は道徳的に誤った、悪いことをしたと非難されるだろう。しかし、そうした虐待行動を「不正」と呼ぶことは奇妙である。不正ということばが当てはまるのは、同じ過ちをした自分の子どもたちから気まぐれに1人を選んで他の子どもより厳しい罰を加える場合や、本当にその子がそうした過ちを犯したのかを調べもせず罰するような場合である(ハート 2014)。このように、正義が問題となるのは、最も広い意味での道徳的善悪のうち、限定された問題領域において2つ(2人)以上の異なる対象に対する扱い方の問題であって、自分自身にとって良いか悪いか、得になるか損になるかとは別問題なのである。

3. 国境とは何か？

この問いはすぐにも答えられそうに思われるかも知れない。現代ではほとんどの国も明確な国境線で区切られているのだから、まさに地理的に明らかではないか、と。だが、今なお国境争いをしている地域も少なくない。国境線がほとんど自明と思われる島国日本でさえ、いくつかの島々をめぐる帰属問題があることを考えれば分かるであろう。国境線とは単に地理的な概念ではなく、国家の主権の及ぶ範囲の区別であるから、「国家」とは何か、「主権」とは何か、ということが問題になる(押村 2013)。

しかも、現代のわれわれからすると当たり前と思われる主権国家という体制が出来上がってからまだ数百年しかたっていない。人類の歴史からするとごく最近の出来事である。したがって、今後この体制が変化しないとは限らないのである。近代に確立したとされる主権国家体制も西欧を起源とするものであり、日本を含む東洋においてはそうした観念は成立しなかった。西欧に対抗するためにいわば受動的に急いで作られたのである。

正義は国境を超えられるか？

また、対外的な自主・独立を意味する国家主権と、国内的な最高権力としての国民主権概念の間には相違もある。前者は国家がその主体であるが、後者の主体は「国民」である。国家を分けるものと国民を分けるものとは同じ基準と言えるのであろうか。「国民国家」という意味でのまとまりが確立したのは20世紀になってからのことである。

国民国家 nation-state という場合、国民 nation と国家 state との関係をどう考えるか、グローバル化と言われる現代において大きな問題となっている。国民とは国家の構成員に注目したものであるが、それと区別される国家とは、主権概念によって示されるように法的な組織、権力関係を意味する。したがって、基本的な問題は、国民が国家を構成するのか、国家が国民を作るのか、ということになる(ルナン 1997)。例えば、フランス(1958年)憲法では、その第1条で「フランスは、出自、人種あるいは宗教の区別なく、すべての市民の法の前の平等を保障する」と規定している。つまり、どこで誰を親として生まれたかを問わず、平等を保障している。これに対して、現在の日本国憲法では、日本国および日本国民統合の象徴としての天皇の地位は「日本国民の総意に基づく」(第1条)となっているが、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」(第10条)とされている。

「法律で定める」とは具体的には国籍法によって国籍を与えられた者が「日本国民」となるのだから、民主主義的多数決によって国民の範囲は変わりうることを意味している。しかも、そうした多数決に参加できる資格をもつ国会議員およびその選挙権を持つ人々についても法律によって定められており、日本という地理的国境内に住むすべての人にその資格が与えられているわけではない。とすると、国民統合の象徴、すなわち国民というまとまりをシンボライズする天皇の地位を基礎づける「国民」とは立法に参加できる国会議員や選挙権者に限られるのか、選挙権者を持たない(永住権を与えられた者を含む)すべての住民をも含むのかが問題となる。ちなみにアメリカでは、永住権と市民権とが区別され、市民権を認められた者だけが選挙に参加できる仕組みになっている。

国籍の決め方は、おおむね出生地主義と血統主義に分かれている。前者の場合、親が誰であれ、出生と同時に生まれた国の国籍を取得するのに対

して、後者の場合、生まれた国ではなく親を基準として国籍が与えられる。欧米ではおおよそ出生地主義であり、2重国籍を認められているが、日本は今も血統主義に立ち、2重国籍は認めていない。

4. グローバル化時代の国境と正義

グローバルゼーションという言葉はすでに聞き慣れたものであろうが、その意味は多様である。しかし、少なくとも、ヒト、モノ、カネ、そして情報が国境を超えて行き交う状態という点では大方の共通理解があると言ってよい。国境を超えたモノの流通はかなり昔から行われていたことだし、モノの売り買いに伴うカネの移動も古くから見られる現象である。現代に特徴的なのは、電子マネーに見られるように、カネが情報化して瞬時に国境を超えうること、それとヒトの移動がかつてないほどの広がりを見せていることである。

これまでの近代国家の「主権」の重要な要素の1つが、各国の貨幣発行権とその流通を規制する権限であった。ところが、現在では、特に多国籍企業あるいは国境をまたぐ企業グループ間でのカネのやり取りをそれぞれの国家だけでは管理できなくなりつつある。カネが貨幣という物質的基礎を超えて情報化されていることが、その大きな原因である。そのため、できる限り税を免れたい多国籍企業と大きな財源である法人税を徴収したい各国政府の間で、合法だ、違法だ、といたちごっここの争いが生じている。企業ばかりでなく重税を免れるための個人の移住も進んでいる。多くの先進国を中心に、このままでは国家を支える基盤である税金が目減りするばかりで、国家そのものの存立さえ危ぶまれている。いわゆる ISDS 条項 (Investor-State Dispute Settlement) を含む国際条約では、企業が国家 (政府) を訴えて損害賠償を請求することが認められ、実際に多額の賠償を科せられる国家も増えている。

このように、少なくとも経済的な領域では国境を超える動きはすでに顕著であり、それに加えて移民、難民、あるいは国際結婚などによってヒトの移動も拡大している現状がある。

このような状況を踏まえると、すでに見たように、異質なもののどうしの

正義は国境を超えられるか？

間をできるだけ平等に、公正に取り扱うことを要求する正義がグローバルな領域でも要請されてくるはずである。他人との関係で自分の利益のみを主張する態度が正義に反するものだとすれば、国家間においても正義に基づく取り扱いが要請される。しかしながら、国内における不正な扱いに対する制御がまがりなりにもそれぞれの国内法と裁判によって行われているとしても、国際社会においては、そうした権力をもった体制はできていない。したがって、国内秩序においては一定の正義が実現されうるとしても、国際社会においては難しいのだろうか。国際社会は法の及ばない、軍事力と経済力が物を言う弱肉強食の世界なのだろうか。また、人は特定の国の国民＝市民としてだけでなく、世界市民（コスモポリタン）として生きることができないのだろうか（ヌスバウム 2000）。

5. 今後への展望

これまで国家間の正義は「国際正義」と呼ばれて、文字通り nation と nation との間の正義は成り立つか、という形で論じられてきた。それぞれの国家・国民には異なる正義があり、その間に共通する正義を認めることは不可能ないしきわめて難しいとされてきた。歴史的変遷を超えて各国の文化に応じて変わらないそれぞれ異なる正義の観念があり、相互に交わることはないのだろうか。実際、最初に見たように、西洋と日本では正義観が異なり、東洋に正義の観念はないという主張もある。

このような見方からすれば、人間は自分の生まれ育った地域の文化圏を一步も出ることができないということにもなる。実際、現状では、経済的グローバリゼーションや移民、難民の流入に対する拒否反応もあちこちに見られ、いわゆるナショナリズムの運動も、国境を越える共同体の創設に挑んだヨーロッパにおいてさえ広範に見られる。しかし、地球環境問題などを考えれば、近代的な国家主権の限界も明らかであり、国境を超える人々の交流を押しとどめることが非常に困難であることも事実である。しかも、一国内（同質の文化圏）の内部にあっても、決して一枚岩ではなく、対立・抗争は不可避である。異質なものどうしが関わり合う以上、さまざまな不正が生じるのが現実である。具体的な実現がどれほど困難であって

も、それらの不正(理不尽な格差)の是正を求める正義の要請が絶えることはない(マリー・ドゥリュ＝ベラ『世界正義の時代』吉田書店2017)。その意味で、国家間の「国際正義」ではない、国境を超える「世界正義」の意義は今後ますます重要となるはずである(井上2012)。

実際、国家(政府)が直接の主体とならない非国家法が国家を制約しているのも事実である。その具体例は多数上げられるが、オリンピック関連で言えば、IOCおよびそこから独立したICAS(The International Council of Arbitration for Sport スポーツ仲裁国際理事会)によるスポーツ仲裁裁判、インターネット関連では、ICANN(International Corporation for Assigned Names and Numbers)によるIPアドレス規制など、国家主導によるのではない国際機関による法的規制が現実機能している(山元2018)。これらは明らかに、国家観の同意に基づく従来の「国際法」(条約法)を超える超国家的「世界法」の性格を示していると言えよう。

また、国境を超えた人の移動(移民・難民)の規模拡大が加速している現在、参政権を中核とする正式(完全)な国家の構成員(国民 nation)と永続的な滞在権だけが認められる市民(住民 denizen)との関係も問題となる。日本でも外国人労働者の受け入れ枠を拡大する方針が示されているが、そうした人々は観光客同様、一時的な滞在のみが認められる客人(労働者)なのか、それとも所得や消費に応じた税を負担する国家構成員として健康や生存を保障されるべき存在(人間)なのか。

現在、出自や民族的・文化的同一性を共有する人々によって作られる国家と、経済活動を中心とする(多国籍)企業や個人との乖離が重要なグローバル・イシューとなっているのである。実際、様々な領域で「人権」と「市民権」、「国籍保有者」と「無国籍者」との関係は無視できない重要な問題である。家族による強制結婚を免れるためにカナダに亡命したサウジアラビア人女性が話題になっているように、国家による移民政策(流入と流出に関する国境管理権の問題)が世界的注目を集めている。

従来、単一民族・単一言語とされてきた日本でさえ、この問題から自由ではない。日本語に堪能でない日系人、認められた滞在期間を過ぎて「不法化」した外国人の子弟で日本文化と日本語しか知らない人々なども増え

正義は国境を超えられるか？

ている。そうした現実を直視する視点が求められる。つまりは、政治的なまとまりとしての国家単位では扱い切れない多くの問題が存在するということである。

参考文献

- 青山治城 (2013) 『なぜ人を殺してはいけないのか 法哲学的思考への誘い』法律文化社
- 中川剛 (1989) 『日本人の法感覚』講談社現代新書
- J. ロールズ (2004) 『公正としての正義 再説』岩波書店
- デイビッド・T・ジョンソン (2012) 『孤立する日本の死刑』現代人文社
- 木村尚三郎 (1980) 「西洋における正義」(日本文化会議編 『西欧の正義 日本の正義』三修社所収)
- 中山元 (2011) 『正義論の名著』ちくま新書
- H.L.A. ハート (2014) 『法概念』ちくま学芸文庫
- 押村高 (2013) 『国家のパラドクス』法政大学出版局
- E. ルナン他 (1997) 『国民とは何か』インスクリプト
- M. ヌスバウム編 (2000) 『国を愛するということ』人文書院
- 井上達夫 (2012) 『世界正義論』筑摩選書 2012 年
- マリー・ドゥリュ＝ベラ (2017) 『世界正義の時代』吉田書店
- 山元一他編 (2018) 『グローバル化と法の変容』日本評論社
- さらに読みたい人のために:
- M. サンドル (2011) 『これから「正義」の話をしよう』ハヤカワ・ノンフィクション文庫——身近な問題から考える正義論。
- 山本七平 (1983) 『「空気」の研究』文春文庫——日本人の正義論(倫理思想)
- 吉田一郎 (2008) 『国家線の謎がわかる本』大和書房——国境線をめぐる問題を解く。
- 松元雅和 (2013) 『平和主義とは何か』中公新書——世界正義や国際平和を提唱することは理想論であって現実の政治(リアル・ポリティクス)には対抗できないとする風潮に対するリアルな反論。
- T. Pogge, D. Moellendorf, ed. (2008) *Global Justice*, Paragon House——グローバルな研究動向を知るための書。